証券投資信託約款変更のお知らせ

追加型証券投資信託「高金利先進国債券オープン(毎月分配型) <愛称:月桂樹>」について、現在、「高金利先進国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、先進国の中で「相対的に高い金利水準にある国」のソブリン債を実質的な投資対象としております。このたび弊社では、先進国における全般的な金利低下の影響を考慮し、当ファンドの運用成果の向上を目指すために必要な対応として、高格付の社債にも一部投資を開始するべく、以下の通り、証券投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

弊社では、このたびの約款変更について、平成19年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に基づいて、異議申立手続きを実施いたします。

【変更対象ファンド】

追加型証券投資信託 高金利先進国債券オープン(毎月分配型) <愛称:月桂樹> (以下、「当ファンド」といいます。)

【異議申立に関するスケジュール】

このたびの約款変更に関する異議申立手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎異議申立対象受益者の確定日 : 平成28年10月13日 (木)

②異議申立期間 : 平成28年10月13日 (木) から平成28年11月21日 (月) まで②買取請求期間 : 平成28年11月30日 (水) から平成28年12月19日 (月) まで

◎約款変更実施日(予定)

投資形態の変更および新規投資対象ファンドの追加 : 平成28年12月22日 (木) 既存投資対象ファンドの削除 : 平成29年4月11日 (火)

【異議申立の判定】

ご異議の申し出をされた受益者が保有する平成28年10月13日現在の受益権口数の合計が、平成28年10月13日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、平成28年11月29日に信託約款変更の届出を行ない、平成28年12月22日付で、投資形態の変更および新規投資対象ファンドの追加を実施いたします。その後、投資対象ファンドの入替を行ない、平成29年4月11日付で、既存投資対象ファンドの削除を実施いたします。

【異議申立をされた受益者の買取請求手続き】

信託約款の変更を行なうこととなった場合、ご異議の申し出をされた当ファンドの受益者は、保有されている受益権について、平成28年11月30日から平成28年12月19日までの間に、弊社所定の手続きに基づいて受託会社に対し、当ファンドの投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。このときの当該受益権の買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額)とします。

【変更の理由および内容】

<投資形態の変更および投資対象ファンドの変更>

当ファンドは、現在、「高金利先進国債券マザーファンド」受益証券(以下、「既存投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行なっており、先進国の中で「相対的に高い金利水準にある国」のソブリン債を実質的な投資対象としております。このたび弊社では、先進国における全般的な金利低下の影響を考慮し、当ファンドの運用成果の向上を目指すために必要な対応を講じるべく、約款変更を行なう予定です。

具体的には、投資形態をファミリーファンド方式からファンド・オブ・ファンズ方式に変更した上で、「投資態度」において、ソブリン債や社債等を主要投資対象とする別に定める投資信託証券に投資を行なう旨を規定し、主として投資対象とする投資信託証券をケイマン籍円建外国投資信託「高利回り先進国債券ファンド クラスA」受益証券(以下、「新規投資対象ファンド」といいます。)に入れ替えるべく、以下の変更を行なう予定です。

①投資形態の変更および新規投資対象ファンドの追加

平成28年12月22日付で、投資形態をファミリーファンド方式からファンド・オブ・ファンズ方式に変更した上で、新規投資対象ファンドである「高利回り先進国債券ファンド クラスA」を追加いたします。加えて、余資の一部を運用するために「マネー・オープン・マザーファンド」を追加いたします。

⇒上記の約款変更後、遅滞なく投資対象ファンドの入替を行ないます。投資対象ファンドの入替 後は、実質的な投資対象が「先進国のソブリン債や社債等」となる予定です。

②既存投資対象ファンドの削除

平成29年4月11日付で、既存投資対象ファンドである「高金利先進国債券マザーファンド」を 削除いたします。

◎ご参考:変更内容

【変更前】

投資形態	ファミリーファンド方式
投資対象ファンド	証券投資信託 高金利先進国債券マザーファンド 受益証券

【変更後①】 平成28年12月22日以降 <投資対象ファンド入替期間>

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ方式
投資対象ファンド	証券投資信託 高金利先進国債券マザーファンド 受益証券
	ケイマン籍円建外国投資信託
	高利回り先進国債券ファンド クラスA 受益証券
	証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

【変更後②】 平成29年4月11日以降 <投資対象ファンド入替完了後>

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ方式
	ケイマン籍円建外国投資信託
投資対象ファンド	高利回り先進国債券ファンド クラスA 受益証券
	証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

◎運用管理費用(信託報酬) について

前述の<投資形態の変更および投資対象ファンドの変更>が、異議申立の結果、実施される場合には、以下の内容で信託報酬率の変更を実施いたします。

現在、当ファンドの信託報酬率は、純資産総額に対し年率1.35%(税抜1.25%)となっております。 (信託報酬の内訳は、下表をご参照下さい。)

このたびの変更が実施される場合、新たに投資対象ファンドとするケイマン籍外国投資信託「高利回り先進国債券ファンド クラスA」にかかる報酬が年率0.50%程度となる一方で、当ファンドの信託報酬率は年率1.35%(税抜1.25%)から年率0.82944%(税抜0.768%)へ引き下げることを予定しております。この変更によって、受益者の皆様に実質的にご負担いただく信託報酬率は、投資対象ファンドの入替前後で0.02056%程度下がります。

〇変更前(平成28年12月21日計上分まで)

44.75 22. 40.45	運用管理費用(信託報酬)		年率(括弧内は税抜)	
純資産総額	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分		0. 648% (0. 60%)	0. 648% (0. 600%)	0. 054% (0. 05%)
100 億円超 200 億円以下の部分	1. 35%	0. 6156% (0. 57%)	0. 6858% (0. 635%)	0. 0486% (0. 045%)
200 億円超 1,000 億円以下の部分	(1. 25%)	0. 5832% (0. 54%)	0. 7236% (0. 670%)	0. 0432% (0. 04%)
1,000 億円超の部分		0. 5400% (0. 50%)	0. 7722% (0. 715%)	0. 0378% (0. 035%)

[※]販売会社の配分は、販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分は、ファンド全体の 純資産総額に応じて決定します。

〇変更後(平成28年12月22日計上分以降)

	運用管理費用(信託報	年率(括弧内は税抜)			
	販売会社毎の 純資産総額 ^{※1}	合計	委託会社	販売会社	受託会社
当ファンド	100億円以下の部分		0. 14364% (0. 133%)	0. 648% (0. 600%)	
	100億円超		0. 10584%	0. 6858%	
	200億円以下の部分	0.82944%	(0.098%)	(0. 635%)	0. 0378%
	200億円超	(0. 768%)	0.06804%	0. 7236%	(0.035%)
	1,000億円以下の部分		(0.063%)	(0. 670%)	
	1,000億円超の部分		0. 01944%	0. 7722%	
	1,000亿亿元		(0.018%)	(0. 715%)	
投資対象とする		0.50%程度 ^{※2}	※1) 販売会社	土の配分は、販	売会社毎の純
投資信託証券		0.00/0性及	資産総額に応じて決定します。		
実質的な負担		1.32944%程度	※2) 投資対象とする投資信託証券につい		
		(1.268%程度)	て、国内で	の消費税はかか	いりません。

◎商品分類/属性区分について

このたびの変更が実施される場合、以下の通り変更となります。

	変更後(平成28年12月22日以降)		
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 一般 高格付))		
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ		

以上

平成28年10月12日

東京都港区赤坂九丁目7番1号 日興アセットマネジメント株式会社